

改定のポイント ～第3次薩摩川内市役所環境保全率先行動計画（改定版）～

1 前提となる要件

国の地球温暖化対策計画で、地方公共団体においてはエネルギー起源CO₂の排出量を、平成42年度までに約40%削減することが目標とされているため、今回の改定版においては、これを目指すものである。

2 主な改定事項

| 改定箇所 | | 改定前 | 改定後 |
|------|------------|------------------------------------|---|
| ① | 基準年度 | 平成26年度 ※計画期間初年度の前年度又は前々年度としていた。 | 平成25年度 ※計画は5年ごとに見直しを行うが、平成42年度までの基準年度は、平成25年度のままとする。 |
| ② | 温室効果ガス総排出量 | 27,515,880kg-CO ₂ | 35,186,470kg-CO ₂ |
| ③ | 温室効果ガス削減目標 | 総排出量 | 6.0% |
| | | エネルギー起源CO ₂ | 4.9% |
| ④ | 組織等 | 作業部会 | カーボン・マネジメント体制、カーボン・マネジメント検討部会 ※詳細については計画（改定版）31・32ページを参照 |
| | 部会委員 | 各部局総括課の課長代理級と省エネ法の特定事業者の担当課の職員 | 各部局総括課・予算調整課・省エネ法の特定事業者の担当課の課長級 |
| | 事務局 | 環境課 | 次世代エネルギー課及び環境課 |

3 主な追加事項

- ① 温室効果ガス削減目標を目指すため、次世代エネルギー課が行った「事務事業編等の強化・拡充支援事業（第1号事業）」の省エネルギー手法の適用可能性調査において、当該対象とした施設等への省エネ化の適用を行っていく旨等を記載した。
- ② 平成23年度から各課職員が交代で行っている節電リーダーについて、節電行動チェックシートの見直しを行った。